

介護保険料を滞納した時の影響について

○はじめに

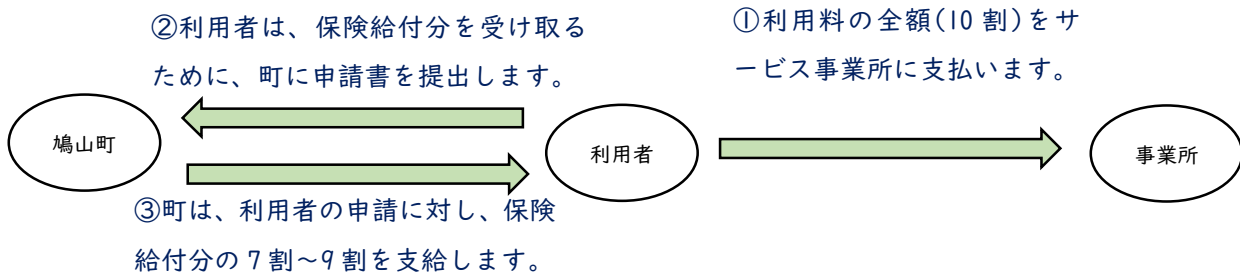
災害等の特別な事情を除き介護保険料を滞納すると、介護サービスが必要な状況になった際に、滞納期間に応じ保険給付に一定の制限がかかります。

介護サービスが必要になった時、適切な補助が受けられるよう介護保険料は遅延なく納付をお願いいたします。

○1年以上滞納すると....

介護保険料を1年以上滞納すると、介護サービス利用時の支払方法が償還払いとなります。

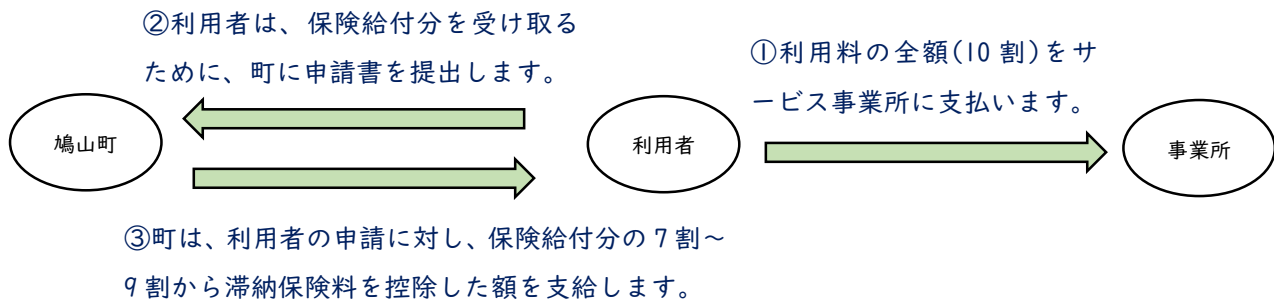
通常、利用料の1割から3割のみ自己負担となりますが、介護保険料の滞納が1年以上続くと、償還払いとなり、一度利用料の全額をお支払いいただき、後日、町に申請書を提出することで、保険給付分として利用料の7割～9割が支給されます。



○1年6か月以上滞納すると....

介護保険料を1年6か月以上滞納すると保険給付が一時差し止められ、滞納保険料を控除した額が給付されます。

介護保険料の滞納が1年6か月以上続くと、償還払いで一度利用料の全額をお支払いいただきますが、保険給付分として利用料の7割～9割は満額支給されず、保険給付額から延滞保険料を控除した額が支給されます。



○2年以上滞納すると....

介護保険料は、督促状が届いた日の翌日等(時効起算日)から2年経過すると、時効により介護保険料が納めることができなくなります。過去の介護保険料に時効分があると、その期間に応じて介護サービス利用時の自己負担が3割又は4割に引き上げられます。また、高額介護サービス費等の給付も受けられなくなります。

元々1、2割負担の方は3割負担に、3割負担の方は4割負担になります。

○最後に

介護保険料を滞納すると、介護サービスを利用するうえで様々な弊害が生じます。特別な事情(災害・収入の著しい減少等)により保険料を納めることが難しい場合は、早めに役場長寿福祉課までご相談ください。